

高齢者虐待防止のための指針

法人名	地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
事業所名	岡山市立せのお病院
管理者名	臼井 正明
住所	岡山市南区妹尾 850 番地
電話	086-282-1211

第1条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本方針

岡山市立せのお病院（以下「事業所」という。）は、利用者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号、以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、高齢者虐待の防止等の措置を確実に実施するために本指針を定める。全ての職員は本指針に従い、安全で尊厳ある訪問看護サービスを提供する。

第2条 虐待の定義

（1）身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。

（3）心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（4）性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第3条 虐待防止対策委員会の設置

（1）事業者は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発防止策を検討することを目的に、「虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（2）委員会の委員長は事業所管理者が務める。

（3）委員会の委員は、参加職種・人数に定めはないが、虐待防止担当者は必須。

（4）委員会は、年2回以上の定期開催（以下「定期委員会」と、虐待被疑事件が発生した場合に限り臨時開催（以下「臨時委員会」）の二種類とし、身体拘束等適正化委員会と併せて行う。

- (5) 定期委員会は次のような内容について協議する。
- ア 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - イ 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること。
 - ウ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - エ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること。
 - オ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - カ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること。
- (6) 臨時委員会は次のような内容について協議する。
- 養護者（利用者の家族等）による虐待や職員による虐待が疑われる場合、もしくは職員その他関係者から虐待通報や虐待に関する相談がなされた場合に速やかに開催することとし、主に次の事項について検討すること。
- ア 問題とされる事実の確認
 - イ 問題とされる事実の評価(虐待認定)
 - ウ 虐待認定した場合の市町村への通報
 - エ 虐待認定しない場合の組織的対応の検討
 - オ 職員が虐待をした場合の同人に対する処遇(懲戒処分等)に関する検討
 - カ 職員が虐待をした場合の被虐待者への謝罪や法的責任の履行に関する検討
 - キ 職員が虐待をした場合の関係者への謝罪や対外的な事実公表に関する検討
 - ク 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ケ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (7) 委員会での検討内容及び結果、決定事項については議事録その他の資料を作成し、周知を図る。

第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。
- (3) 研修は、年1回以上開催する。

第5条 虐待又はその疑い(以下「虐待等」)が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。
- (2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

第6条 虐待等が発生した場合の通報・相談・報告体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する
- (2) 虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談する。
- (3) 担当者は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、委員長に報告し、虐待等を行った当人に事実確認を行う。
- (4) 虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、時系列で概要を整理する。
- (5) 委員長は事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じる。上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (6) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止対策委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (7) 法人内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行う。

第7条 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情相談窓口担当者に報告する。
- (2) 当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。
- (3) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。
- (4) 対応の流れは、上述の「第6条虐待等が発生した場合の相談・報告体制」に依るも

のとする。

(5) 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

第9条 当指針の閲覧

本指針は、院内 LAN を通じて全職員が閲覧できる。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

第10条 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、各協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

附 則 令和6年4月1日から施行する。